

土砂災害警戒区域とは

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域内等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。



最寄りの避難所は  「旧蟠溪ふれあいセンター」又は災害の状況により防災無線等でお知らせします

土砂災害警戒情報とは

「大雨警報（土砂災害）」発表時、土砂災害発生の危険が非常に高まった際に、住民の皆さんの自主避難の判断の参考となるよう、各市町村単位で、道と気象台が共同で発表する防災情報です。

土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めの避難を心がけましょう。
- 土砂災害の発生するおそれのある危険な場所には近づかない。
- 防災無線や広報車等の呼びかけに注意しましょう。

Q 土砂災害警戒情報が発表されたけど、どの地域が危険なの？

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表されるため、市町村のどの地域が危険なのかは示されません。

北海道と気象庁のホームページでは市町村内のどの地域が危険なのかがリアルタイムで確認することができます。

または役場総務課（66-2121）までお問い合わせください。

○気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>）

○北海道土砂災害警戒情報システム（<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>）

緊急連絡先

壮瞥町役場総務課防災係	66-2121
西胆振行政事務組合伊達消防署壮瞥支署	66-2119
伊達警察署 壮瞥駐在所	66-2110
久保内駐在所	65-2374

作成年月
令和5年4月
発行者
壮瞥町 総務課